

志學館大学スポーツ後援会規程

(設 置)

第1条 志學館大学に、志學館大学スポーツ後援会（以下「本会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 本会は、志學館大学体育系サークルの活動が円滑に行えるよう総合的な支援を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 志學館大学体育系サークルへの助成
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業計画及び予算)

第4条 本会の事業計画及び予算は、毎年度当初第7条に定める役員会の議を経て、第6条第1項第1号に定める会長が決する。

(組 織)

第5条 本会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 本学教職員及び学生で、本会の目的に賛同し、入会した者（以下「会員」という。）
- (2) 学外者で、本会の目的に賛同し、入会した者（以下「特別会員」という。）

(役 員)

第6条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 2名
- (4) 監 事 2名

2 会長は、学長をもって充て、本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は、学長補佐（学務担当）及び特別会員から互選された1名とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

4 理事は、事務局長及び特別会員から互選された1名とし、本会の会務を掌握する。

5 監事は、学務課長及び調査役をもって充て、本会の会務を監査する。

6 特別会員である役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第7条 本会の運営に関する重要事項を審議するため役員会を置く。

2 役員会は、前条第1項各号に掲げる役員をもって構成する。

3 役員会は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

4 役員会は、役員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(会 計)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会員からの会費、特別会員からの寄付金及びその他本会の目的に賛同する個人又は団体からの寄附金をもって充てる。

- (1) 会費は、1口1,000円とし、会員は1口以上を毎年一回4月末日までに学務課に納入する。
- (2) 特別会員からの寄付金は、1口1,000円とし、随時受け付けるものとする。
- (3) その他の個人又は団体からの寄付金は、随時受け付けるものとする。

3 本会の決算は、毎会計年度終了後、会員に報告するものとする。

(事 務)

第9条 本会の事務は、学務課で処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会の議を経て、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。